

変更時の手続き方法について

- ・保育の必要性の事由及び保育の必要量が実態と異なる場合、保育所等の利用ができなくなりますので、変更の際は必ず手続きを行ってください。
- ・次の表中の「変更内容」が発生しましたら、速やかに手続きを行ってください。
- ・原則、認定の変更は月単位で申請書が提出された翌月 1 日より変更されます。※遡り不可
※例：7 月 1 日から変更したい場合→6 月末までに申請書提出
- ・書類の提出先は、在籍中の市内保育所等又は市役所保育課へ直接お願いします。
- ・給付認定申請書は、子ども 1 人につき 1 枚必要です。

	変更内容	変更手続きに必要な書類	変更後の利用できる期間	変更後の保育の必要量	その他
1	住所の変更（市内転居）	・住所等異動届			
2	住所の変更（市外転居）	・退所届	市内に就労先がある →小学校就学前まで 市内に就労先がない →年度末まで		※転居後も引き続き市内の保育園に通う場合は、転居後に転居先の市町村で別途手続きが必要。 ※転居先の保育所を利用又は希望申請を事前に行っている場合、転居後に転居先の市町村で別途手続きが必要。
3	就労先の変更で勤務時間及び通勤時間に変更がない場合（勤務地の変更を含む）	・住所等異動届 ・就労証明書 ・自営業又は内勤が確認できる書類（その他参照）	小学校就学前まで ※契約期間等がある場合は、その期間まで		※自営業又は内勤が確認できる書類 ・個人事業の開業届の写し ・営業許可書の写し ・登記事項証明書の写し ・確定申告書（控）等の事業の収入を証明するものの写し ・その他自営（内職）が確認できる書類（請負契約書他）
4	就労先の変更で勤務時間及び通勤時間に変更がある場合（勤務地の変更を含む）	・住所等異動届 ・給付認定申請書 ・就労証明書 ・自営業又は内勤が確認できる書類（その他参照）	小学校就学前まで ※契約期間等がある場合は、その期間まで	標準時間 （月 120 時間以上働いているとき）	
5	就労時間の変更	・住所等異動届 ・給付認定申請書 ・就労証明書 ・自営業又は内勤が確認できる書類（その他参照）	小学校就学前まで ※契約期間等がある場合は、その期間まで	短時間 （月 64 時間以上働いているとき）	
6	仕事を探しているとき（求職中）	・住所等異動届 ・給付認定申請書 ・ハローワーク受付票の写し又は求職活動中の旨がわかる申立書	原則として 3 ヶ月	短時間	※申立書は任意様式です。どのように求職活動をしているのか具体的に記載し、申立日と住所及び指名を自署してください。
7	出産の準備や出産後の休養が必要なとき	・住所等異動届 ・給付認定申請書 ・分娩予定日がわかるもの（母子健康手帳の写し又は診断書）	出産予定日の前 6 週間と後 8 週間を含む月を原則とし、必要な期間	標準時間	※母子健康手帳の写しは、表紙と分娩予定日が記載されているページ
8	育児休業を取得するとき	・住所等異動届 ・給付認定申請書 ・育児休業に伴う継続入所についての申立書	育児に係る子が 1 歳になる月の末日	短時間	
9	育児休業を延長するとき	・住所等異動届 ・給付認定申請書 ・育児休業延長に伴う継続入所についての申立書	年度末まで	短時間	※育児に係る子が 1 歳になる月の前の月の 10 日までに入所申込みを行い、入所保留となった場合に適用

	変更内容	変更手続きに必要な書類	変更後の利用できる期間	変更後の保育の必要量	その他
10	離婚したとき（離婚予定を含む）	離婚した場合 ・住所等異動届 ・戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）又は児童扶養手当受給証明書の写し 離婚予定の場合 ・住所等異動届 ・裁判所より発行される離婚協議中である旨が証明できる書類又は、離婚協議中である旨がわかる弁護士等による証明（公正証書など）			
11	再婚したとき	・住所等異動届 ・給付認定申請書 ・再婚相手の就労証明書等、保育の必要性が確認できる書類			
12	氏名を変更したとき	・住所等異動届			
13	世帯員の変更（増員）のとき	・住所等異動届 ・新たに世帯員となった者（出生、18歳未満及び65歳以上を除く）の就労証明書等、保育の必要性が確認できる書類			
14	世帯員の変更（減員）のとき	・住所等異動届			
15	病気、負傷、障がいなどのため保育が困難なとき（病気等で休職の場合も含む）	・住所等異動届 ・給付認定申請書 ・診断書（必要と認める期間を記載）又は障害者手帳	診断書などで必要と認める期間	標準時間	※診断書には自宅での保育が困難で、保育所等での保育が必要な旨が記載されている必要があります。（この旨の記載がない場合、受理できません）
16	介護や看護しているとき	・住所等異動届 ・給付認定申請書 ・介護（看護）状況申告書（様式2） ・診断書（必要と認める期間を記載）	診断書などで必要と認める期間	標準時間	※診断書には自宅での保育が困難で、保育所等での保育が必要な旨が記載されている必要があります。（この旨の記載がない場合、受理できません）
17	震災・火災などの復旧にあたっているとき	・住所等異動届 ・給付認定申請書 ・被災証明書	復旧状況により必要と認める期間	標準時間	
18	大学、職業訓練校などに通っているとき（通信制を除く）	・住所等異動届 ・給付認定申請書 ・学生証（又は在学証明書）又は職業訓練の受講を説明する証明書 ・時間割等就学時間がわかる書類	就学期間中	標準時間 （月120時間以上就学しているとき）	
				短時間 （月64時間以上120時間未満就学しているとき）	
19	保育所等を辞めるとき	・退所届	退所希望日まで（原則月末退所）		